

○ 財務省告示第三百三十六号
平成二十一年十月三十日施行
条件等を次年とおり告示する。
行二令
平成二十九年十月三十日
第十九条第一項の規定
政府資金調達事務取扱規則
國庫短期財務証券の大臣
十一月十日
に発行した。政府に基づき、
三十日
に発行する。
三十日
に発行する。

二 一 行二令
の法律発行號名稱及び根拠記
條項及の根拠
及の根拠
の法發行號名稱及び根拠記

四 三 二 一 行二令
發行方法の適用振替法の適用
發行方法の適用振替法の適用
發行方法の適用振替法の適用
發行方法の適用振替法の適用

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政
め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」
る参て札發によく競争は受けけるも日本銀行の
も加、と行に「債に付けるも日本銀行の」といふ。
の者財同「といふ」の規定
にご務時「といふ」の規定
よと大に「といふ」の規定
るに臣行「以下札わする。」の規定
發応がわく「札わする。」の規定
行募各れ及「札わする。」の規定
へ限國るび「札わする。」の規定
以度債入価格競い入の規定

八	七	六	五		
口 イ		口 イ			
額 最 扱		發		方 募	
低 額	行 入 価	争 非 者	特 国 価	行 価 法	入 価 入
額 入 価	・ 別 債	・ 別 債	札 格 行	・ 別 債	札 格 決
面 札 格	第 參 市 発 競	札 格 第 參 市 發 競	札 格 第 參 市 發 競	發 競 定	
金 發 競	I 加 場 行 争 額	I 加 場 行 争 額	I 加 場 行 争 額	行 争 の	
五 万 円	一 八 四 三 万 千 万 兆	額 円 額 面 面 金 金 額 額 で で 八 千 七 円 五 億 億 四 二 千 二 百 三 百 三十	円 額 面 面 金 金 額 額 で で 八 千 三 兆 六 千 九 百 六 十 三 億 三 千 万	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 て い と 次 の 。 各 の 割 高 申 応 り い	価 一 格 国 競 債 争 市 入 札 特 発 別 行 参 「 加 と 者 い う 第 」 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九		
払 者	入 場	元 金	償 還	償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	振 替 単 位
込 期	札 参	所 支	金 金	還 期	入 札	債 格	札 市	行 發	
日 期	加 参	払 支	額 金	限 期	競 第	債 市	競 發	格 價	
日 期	加 加	額 額		發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 九 年 十 月 三 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ き を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 百 円 に う 、 期 つ 。 そ が 五 の 銀 百 円	額 面 金 額 を き 年 払 は と 、 、 月 期 が 年 日 行 休 業 業 日 日	償 還 金 を し 、 さ れ に そ れ き 翌 當 業 業 に に	当 た 成 し 年 二 十 九 年 月 月 三 十 日	平 成 毛 額 百 百 円 ぞ れ つ れ き 応 募 五 五 一	厘 七 毛 額 百 百 円 ぞ に つ き 百 円 五 五 一	す 成 。 整 數 百 年 十 九 年 月 月 三 十 日	額 の 記 載 法 又 は 規 定 の 記 定 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿